

働き方改革の推進

近年、教員の業務が多様化・複雑化し、拡大している状況があり、教員の長時間勤務等の深刻な実態は、全国的にも問題となっており、現在、国を挙げて「学校における働き方改革」に取り組んでいるところである。

本県においても、令和5年6月に県教育委員会が実施した「教員勤務実態調査」の結果において、依然として超過勤務の教員が一定数存在することや、多くの教員が負担に感じている業務があるといった実態が明らかになっており、「学校における働き方改革」は早急に改善すべき重要な課題である。

1 「学校における働き方改革」について

子供たちの抱える課題が複雑化・困難化するとともに、社会の変化に伴う新たな教育課題への対応が求められ、学校に対する地域・保護者等の期待が高まっている中、教員が、子供たちのために、専門性を最大限かつ持続的に発揮していくために、その職務や業務遂行の在り方を見直していくことが求められている。

令和6年8月に中央教育審議会が取りまとめた答申は、教師を取り巻く環境整備の最終的な目標を、学校教育の質の向上を通じた、「全ての子供たちへのよりよい教育の実現」と位置付けた上で、教師の長時間勤務等の状況を改善し、教師が心身ともに充実した状態で、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、日々、生き活きと子供たちと接することができる環境の整備に向け、

- ・ 学校における働き方改革の更なる加速化
- ・ 学校の指導・運営体制の充実
- ・ 教師の処遇改善

を一体的・総合的に推進する必要があることを提言している。

これを受け、令和7年6月に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等が一部改正され、中学校における35人学級の導入や、教職調整額の引き上げをはじめとした教師の処遇改善が図られるとともに、教育委員会に対し「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることが義務付けられるなど、学校における働き方改革を強力に推進していくこととされた。

学校における働き方改革は、特効薬のない総力戦ともいわれており、国、教育委員会、学校がそれぞれの立場において、取組を着実に推進し、教師が教師でなければならないことに全力投球できる環境を整備していく必要がある。

2 「学校における働き方改革取組方針」に基づく取組の推進

県教育委員会では、令和2年度以降、県立学校の教育職員の時間外在校等時間の上限を原則として「年360時間以内、月45時間以内」と規則で定めるとともに、これを踏まえて改定した「学校における働き方改革取組方針」において、「子供と向き合う時間の確保」及び「超過勤務の縮減」を目標に掲げ、「教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備」や「学校における組織マネジメントの確立」など、学校における働き方改革や業務改善につながる取組を総合的に進めてきてきた。

この結果、「子供と向き合う時間の確保」については目標達成となった一方で、「超過勤務の縮減」については、一定の改善が図られてきたものの、未だ目標達成には至っていない。

こうした状況や国の法改正等を踏まえ、令和8年2月に同方針を改定し、本県の「業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置付け、学校における働き方改革や業務改善につながる取組の一層の推進を図ることとしている。

また、市町立学校については、服務監督権者である市町教育委員会において、教育職員の時間外在校等時間の上限を設定し、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定した上で、学校における働き方改革の取組を推進している。

■ 取組方針（～令和7年度）における目標・成果指標の達成状況【県立学校全体】

(1) 子供と向き合う時間の確保

- 子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合（目標：80%以上）

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
72.5%	76.4%	78.0%	83.1%

(2) 超過勤務の縮減

- 1箇月時間外在校等時間（年平均）

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
29時間25分	29時間19分	28時間25分	28時間06分

- 1年間時間外在校等時間の平均

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
353時間6分	351時間56分	341時間4分	337時間15分

- 時間外在校等時間が月45時間を超えた教員数（延べ人数）及びその割合

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
11,326人 (20.3%)	11,084人 (20.1%)	10,739人 (19.4%)	10,149人 (18.4%)

■ 学校における働き方改革取組方針（令和８～１１年度）（県立学校対象）の概要

（１）目指す姿

全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、教員が心身ともに充実し、「働きやすさ」と「働きがい」を両立しながら、主体的に学び続け、専門性を最大限に発揮できるよう、子供たち一人一人と向き合うことができる環境を構築する。

（２）取組期間

令和８年度～令和１１年度

（３）目標・成果指標

① 時間外在校等時間に関する目標

- ・ １箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100％にする
- ・ １年間時間外在校等時間が 360 時間以下の割合を 100％にする

② 「働きがい」に関する目標

- ・ 「仕事にやりがいがある」と感じている教員（管理職を除く。）の割合を 100％にする

（４）取組の内容

取組の視点	主な取組内容
教員の業務量の適正化	《教育委員会事務局》 ・ 留守番電話機能や通話録音機能の全校整備 ・ 学校徴収金業務の負担軽減に向けた取組の検討 《学校》 ・ 学校行事等の見直し ・ 部活動の活動時間等の適正化
教員が業務を効率的に行うことのできる環境整備	《教育委員会事務局》 ・ 保護者連絡システムの導入 ・ 校内研修で活用できるオンデマンド教材等の集約・活用の促進 《学校》 ・ 教育活動の内容や授業時数の見直しによる年間を通した業務平準化 ・ 特定の教職員に業務が集中しないよう、校務分掌の再編などによる業務の平準化・効率化
教員の健康及び福祉の確保に関する取組	《教育委員会事務局》 ・ 月 80 時間超の全ての教員に産業医による面接指導を実施 ・ 早出遅出勤務制度、テレワーク制度の拡充の検討 《学校》 ・ ストレスチェックにおける総合健康リスク低減のための職場環境改善 ・ 年次有給休暇を取得しやすい雰囲気や環境の整備

※ 主な取組内容以外の取組も含め、様々な取組を総合的に推進する。

【参考】令和5年度教員勤務実態調査について

県教育委員会では、本県教員の勤務実態を把握し、学校における働き方改革や教員の超過勤務の縮減に向けた取組の一層の推進を図ることを目的として、令和5年6月に、5年ぶりとなる県独自の教員勤務実態調査※を実施した。

※ 調査対象・・・管理職を含む常勤の教育職員を対象とし、市町立学校は、広島市を除く全ての市町から、小学校及び中学校全体の2割程度を抽出、県立学校は、全校を対象に調査を実施。

調査の実施方法・・・調査対象校において、6月中の可能な限り学校行事等の影響を受けない連続する7日間を調査期間として設定した上で、調査を実施。

調査結果から、平成30年10月に県教育委員会が実施した前回調査と比べ、全ての校種において、

- ・ 平日・土日ともに教員全体の在校等時間が減少傾向にある
- ・ 時間外在校等時間が月当たり換算で80時間以上に相当する教諭等の割合が減少している

など、これまで本県が進めてきた取組により、一定の成果が出てきている。

一方で、本県では

- ・ 依然として、超過勤務の教員が一定数存在する
- ・ 多くの教諭等が、負担に感じている業務がある

といった本県の実態や課題等が明らかになったところである。

本調査の結果等も踏まえ、教員の超過勤務の主な要因となっている業務や、多くの教員が負担に感じている業務の負担軽減につながる効率的かつ効果的な取組を着実に実施し、学校における働き方改革を一層推進していく必要がある。

■ 令和5年度教員勤務実態調査の結果（概要）

(1) 在校等時間の状況

前回調査と比較して、全ての校種に共通して、平日・土日ともに教員全体の在校等時間（平均値）は減少傾向にある。

校種・職種別の1日当たりの在校等時間(平日・土日)

【平日1日当たり】

※「教諭等」は、主幹教諭(部主事)、指導教諭、教諭(助教諭・講師)（時間：分）

職種	小学校			中学校			高等学校			特別支援学校		
	平成30年度	令和5年度	差	平成30年度	令和5年度	差	平成30年度	令和5年度	差	平成30年度	令和5年度	差
校長	11:00	10:54	▲0:06	10:28	10:29	0:01	10:07	10:24	0:17	10:08	9:38	▲0:30
教頭	12:18	12:03	▲0:15	12:31	12:25	▲0:06	11:29	10:54	▲0:35	12:10	11:19	▲0:51
教諭等	11:16	10:55	▲0:21	11:31	11:20	▲0:11	10:44	10:42	▲0:02	10:28	10:00	▲0:28
養護教諭・栄養教諭	10:27	10:08	▲0:19	10:29	10:09	▲0:20	9:43	10:15	0:32	9:30	9:34	0:04
実習教諭・寄宿舎教諭	—	—	—	—	—	—	9:56	9:32	▲0:24	8:20	8:25	0:05

【土日1日当たり】

職種	小学校			中学校			高等学校			特別支援学校		
	平成30年度	令和5年度	差	平成30年度	令和5年度	差	平成30年度	令和5年度	差	平成30年度	令和5年度	差
校長	0:48	0:38	▲0:10	1:09	0:57	▲0:12	0:05	0:09	0:04	0:18	0:00	▲0:18
教頭	1:23	0:30	▲0:53	0:58	0:36	▲0:22	0:18	0:34	0:16	0:21	0:00	▲0:21
教諭等	0:34	0:06	▲0:28	3:17	1:45	▲1:32	2:49	1:21	▲1:28	0:06	0:00	▲0:06
養護教諭・栄養教諭	0:09	0:00	▲0:09	0:15	0:00	▲0:15	0:57	0:12	▲0:45	0:00	0:00	0:00
実習教諭・寄宿舎教諭	—	—	—	—	—	—	1:25	0:32	▲0:53	0:00	0:00	0:00

(2) 週当たりの在校等時間が 60 時間以上の教諭等の割合

前回調査と比較して、全ての校種に共通して減少しているが、依然として、中学校では 40.3%、高等学校では 26.2%、小学校では 11.9%、特別支援学校では 1.3% の教諭等が該当している。

週当たりの在校等時間が 60 時間以上の教諭等の割合			
			(%)
校種	平成 30 年度	令和 5 年度	減少割合
小学校	27.0	11.9	▲ 15.1
中学校	63.7	40.3	▲ 23.4
高等学校	42.8	26.2	▲ 16.6
特別支援学校	8.9	1.3	▲ 7.6

※ 週当たりの在校等時間が 60 時間以上は、月当たりの時間外在校等時間が 80 時間以上(いわゆる過労死ライン)に相当。

(3) 教諭等が特に負担に感じている業務

多くの教諭等が、「事務（調査回答、学納金関係、その他）」や「成績処理」といった業務に負担を感じている。

また、小学校では「保護者・PTA・地域・行政・関係団体対応」に、中学校及び高等学校では「部活動」に、特別支援学校では、「授業準備（教材研究等を含む）」や「会議・打ち合わせ（校内、校外）」、「研修（校務としての研修、校内研修など）」といった業務に負担を感じている教諭等が多い。

週当たりの業務時間が比較的長く負担に感じている業務がある一方で、週当たりの業務時間は比較的短い、多くの教諭等が負担に感じている業務がある。

教諭等が特に負担に感じている業務(上位抜粋)			
			(時間:分)
校種	順位	業務内容	週当たりの業務時間
小学校	1位	事務(調査回答、学納金関係、その他)	2:03
	2位	成績処理	2:24
	3位	保護者・PTA・地域、行政、関係団体対応	0:38
中学校	1位	部活動・クラブ活動	6:12
	2位	事務(調査回答、学納金関係、その他)	2:09
	3位	成績処理	3:25
高等学校	1位	事務(調査回答、学納金関係、その他)	2:09
	2位	部活動・クラブ活動	4:10
	3位	成績処理	5:12
支援特別学校	1位	授業準備(教材研究等を含む)	8:16
	1位	会議・打ち合わせ(校内、校外)	2:00
	3位	研修(校務としての研修、校内研修など)	0:52

- 県教育委員会のホームページにおいて、「学校における働き方改革」に関する取組の一部を紹介しています。

ホットライン教育ひろしま <「学校における働き方改革」>

○ 「教員の働き方改革」に係るリーフレットについて

県教育委員会は、令和5年3月に広島県高等学校PTA連合会との連名で、「保護者・地域向けのリーフレット」を作成し、教員の働き方改革への協力をお願いしています。

リーフレットの詳細→



○ 「県立学校一斉閉庁」の実施について

県教育委員会では、幼児児童生徒及び教職員の心身の健康の増進等を図るため、夏季休業期間及び冬季休業期間中に「県立学校一斉閉庁」を県立学校全校で実施しています。

- 夏季一斉閉庁 いわゆるお盆前後の期間において、週休日と連続する3日間
- 冬季一斉閉庁 12月28日及び1月4日の2日間
- 取組内容
 - ・原則として、幼児児童生徒は登校しない。部活動等も実施しない。
 - ・証明書の発行等、窓口業務を行わない。